

(令和5年度版)

# 自費出願工事の提出書類作成要領

【提出先】 港湾局東京港建設事務所高潮対策センター維持保全担当 〒 135-0053 江東区辰巳1-1-33 電話 03(3521)3026

港湾局東京港管理事務所 施設補修課 土木担当 〒 108-0075 港区港南3-9-56 電話 03(5463)0236

(工事によって、監督部署が異なりますので、ご注意ください!!)

◎打合せ・書類提出等で来所の際は、事前に必ず監督員に電話連絡をしてください。  
 ◎添付の様式は、上部4cm(決裁欄)、左側2.5cm(綴代)空けて作成してください。  
 ◎各様式は、事前に必ず監督員と打合せを行ってから、提出してください。

様式	書類の名称	提出部数	あて先	提出者	備考
第1号	工事着手届	2	東京都知事	許可申請者	1. 提出日は記入しない。 2. 許可番号・許可年月日・工事場所・工事内容・工事期間は、許可の通知書から転記する。 3. 工事件名は、施工場所及び施設の種類が分かるようにする。 4. 備考欄には、申請者及び受注者の担当者連絡先(所属・電話番号)を記入する。 ※許可書の写しを各1部 添付下さい。
第5号	施工計画書	1	監督部署の長	許可申請者及び受注者現場代理人	1. 提出日は記入しない。 2. 申請者は住所氏名を記入する。 3. 申請者の担当者(現場責任者・施工監理者・代理人等)は、氏名を記入する。 4. 受注者の現場代理人は、会社名・氏名を記入する。 5. 許可番号・許可年月日・工事件名・工事場所・工事内容・工事期間は、工事着手届と同様に記入する。 6. 施工計画書は、工事着手届と同時に提出する。 7. 変位調査計画書は、許可条件に変位測定の手指示が記載されている場合に作成する。
	[添付図書] (1) 工事実施計画工程表 ※ 対象(申請箇所)の工程期間を色分けして識別すること。 (2) 施工する構築物関係の図面 ※ 申請を許可された構築物等の図書 (3) 構築物を施工するための仮設工等の図面及び設計計算書 ※ 申請を許可された仮設工等関係の図書 (4) 施工前現場写真 港湾及び海岸構造物の全景写真、ひび割れ・不等沈下箇所等が分かるように(黒板等で表示)詳細に撮影する。 (5) 港湾及び海岸構造物の変位調査計画書(単位:A.P. mm) ア. 工事着手前に、対象護岸の天端に定点の測量点を設け、定期的に水平及び垂直方向の変位量を測量する。 イ. 測点間隔は10m以内とし、隣地境界から30m程度までとする。 ウ. 計測間隔は、埋戻し完了(2階完了)まで週1回、その後は月1回以上、申請構築物が完了するまで行うこと。 エ. 測量基準点は、当所監督員の承諾を得ること。 オ. 対象護岸に変位があった場合は、工事を一時中止して、至急当所監督員に報告し指示を受けること。  ※ 変位調査結果は、毎月1回提出(メール可)する。 (6) 緊急時の連絡体制表 ※ 監督部署の緊急連絡先を記入すること。				
第2号	工事完了届	2	東京都知事	許可申請者	1. 提出日は記入しない。 2. 許可番号・許可年月日・工事場所・工事内容・工事期間は、許可の通知書から転記する。 3. 工事件名は、工事着手届と同様に記入する。 4. 工事完了年月日は、申請した工事期限内に完了した日を記入する。
	[添付図書] (1) 申請許可書に記載されている竣工図書等の提出 2部 (2) 工事写真(施工前・施工中・施工後) 2部 ア. 港湾及び海岸構造物の現況を詳細に撮影する。 イ. 施工後の写真は、施工前と対比できるように撮影する。 (3) 港湾及び海岸構造物の変位調査報告書 2部 ア. 作成要領は、「施工計画書」(5)による。				
第3号	工事内容 工事変更 } 承認 工期変更 } 申請書	2 4 2	東京都知事	許可申請者	1. 提出日は記入しない。 2. 工事件名は、工事着手届と同様に記入する。 3. 許可番号・工期(原)は、許可通知書から転記する。 4. 工期(変更)は、着工からの工期を記入する。 5. 変更等が発生した場合は、至急監督員と協議すること。 6. 変更(工期)は、工期末の1ヵ月以上前に提出すること。
	[添付図書] (1) 工期変更は、工事工程表「原(青)・変更(赤)」と併記し着色して作成し、許可書(写)を添付する。				
	承認申請書				